

平成27年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



平成27年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

各務原市社会福祉事業団は設立以来、社会福祉の公的責任を担いつつ、各務原市の福祉施策を具現化する役割を与えられ、多様化する福祉ニーズへの対応及び障がい児・者の支援体制の確立という目標に向かって事業を展開してきました。

昨今、社会福祉法人に対しては「地域における公益的な活動」の実施と「適正な運営」、「運営の透明性」の確保と「経営情報の公開」が求められています。

公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする社会福祉法人は、既存の福祉サービスを担いながら福祉のノウハウを培ってきました。本来の使命・役割を踏まえ、それを活かし、制度や市場原理では満たされないニーズに率先して対応し、また適正な事業所運営の確保についての説明責任と経営情報公開による透明性の確保が求められています。これは我が法人においても同様であり、今後地域ニーズの把握を進めながら公益的な活動実施の準備を進め、また法人経営に係る財務管理・組織管理・事業管理全般にわたる検討を一層深めながら効果的な経営を行い、あわせて第三者評価を受けられる体制作りを進めていきます。

そのためにも現在実施している福祉サービスのさらなる充実は重要であり、職員個々の福祉意識や専門性の向上とチームとしての支援体制の強化により利用者支援の充実に努めていかなければなりません。福祉にとって“人”が財産であり、その“人”をどう育て、どう活かすかという観点から人材育成に重点をおきます。育成者の育成や新たに導入した人事考課制度の運用と修正、職員研修計画等の見直し、計画的な職員採用とその育成により次世代を担う人材の確保などを進めます。そして利用者の皆様に満足いただけるサービスの提供と、利用者・地域から信頼される事業所作りを行います。

各務原市の地域福祉施策の一翼を担うという事業団の使命を果たすべく、施設機能を十分に発揮させ、効果的な施設経営に努めながら、地域に根ざした利用者主体の施設を目指し、事業団職員の意識改革、組織目標の共有化を図り、地域に信頼される福祉の拠点として、福祉サービスの充実を一層推進してまいります。

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

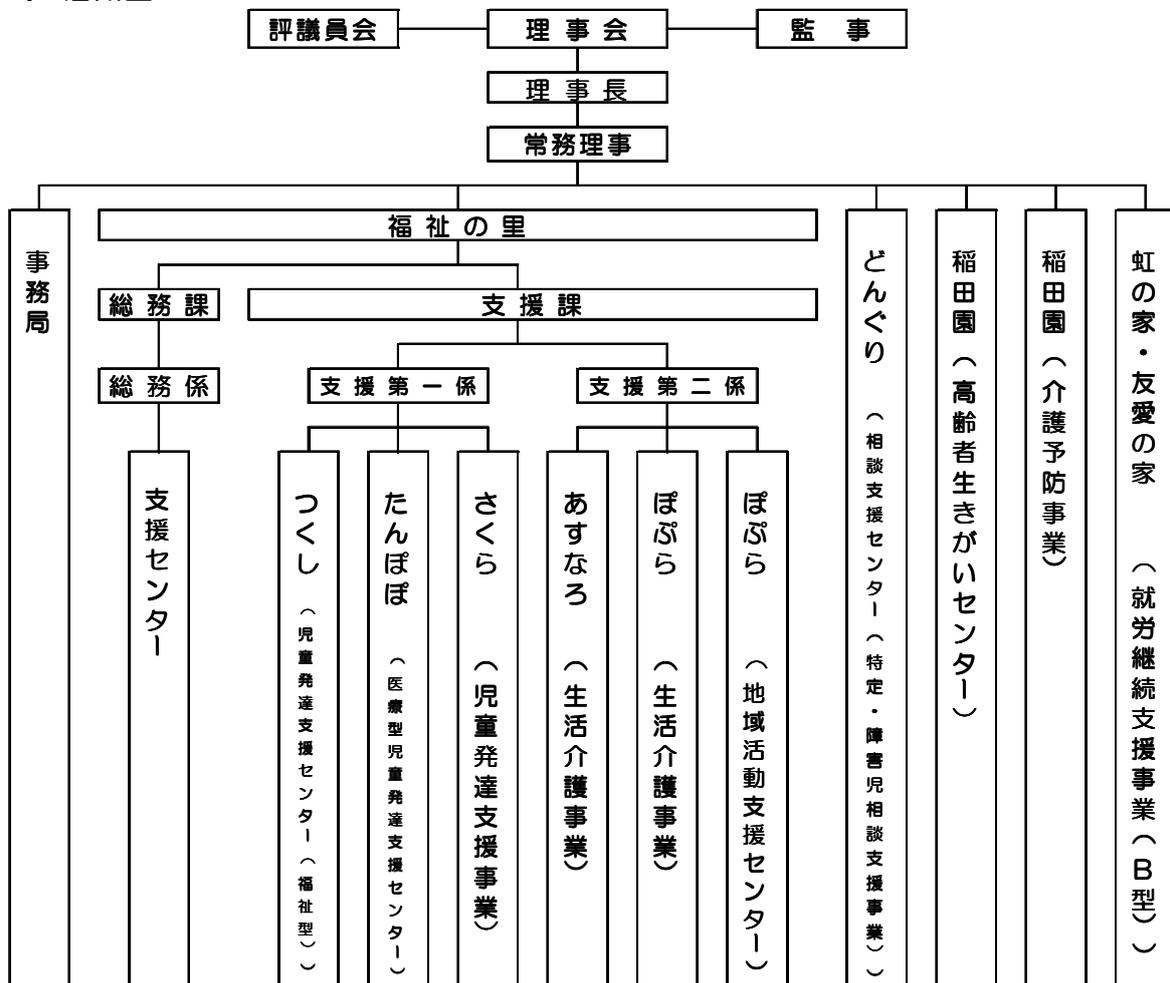
1. 事業概要

- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

2. 現状と課題（中長期目標）

平成26年度から5年間の指定管理を受け、この期間内に第三者評価を受けられる体制づくりを行います。そのため、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の運用・見直し、職員研修の充実などによる人材育成等様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の向上に努めます。

3. 組織図



4. 職員配置

	計	内 訳	
		正規職員	契約職員
事務局	6	事務局員 3	常務理事 1 事務局長 1 事務局員 1
総務課	3(5)		総務課長 (1) 総務係員 (1) 看護師 1
総務係	3(4)	総務係長 (1) 総務係員 (2) 介護員 1 栄養士 1	
支援課	48(25)	支援課長 (1)	
支援第一係	27(14)	支援第一係長 (1)	
つくし (児童発達支援センター(福祉型))	12(4)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 1 保育士 4 看護師 (1) 言語聴覚士 1 栄養士 (1) 介護員 (1) 事務職員 (1)	保育士 4
たんぼぼ (児童発達支援センター(医療型))	8(3)	管理者 (1) 児童発達支援管理責任者 1 看護師 1 理学療法士 2 作業療法士 1 言語聴覚士 1 栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 1
さくら (児童発達支援事業)	7(6)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 1 保育士 1 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2)	保育士 3
支援第二係	21(11)	支援第二係長 (1)	
あすなろ (生活介護)	13(3)	管理者 1 サービス管理責任者 1 生活支援員 5 保健師 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 6
ほぶら (生活介護)	7(5)	管理者 (1) サービス管理責任者 1 生活支援員 1 看護師 1 理学療法士 (2) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 4
ほぶら (地域活動支援センター)	1(2)		管理者 (1) 生活支援員 1(1)
どんぐり (障がい者相談支援センター)	6(1)	管理者 1 相談支援員 4 事務職員 (1)	相談支援員 1
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	6	事務職員 1	園長 1 用務員 4
稲田園 (介護予防事業)	2(1)	事務職員 (1)	介護員 1 看護師 1
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9(3)	管理者 1 サービス管理責任者 1 職業指導員 1 看護師 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	虹の家所長 1 友愛の家所長 1 職業指導員 2 生活支援員 2
計	80	正規職員計 42	臨時職員等計 38

(括弧内は他職種または他事業所との兼務を表す)

5. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種 社会福祉事業	障害児通所支援事業 (児童発達支援センター(福祉型))	各務原市福祉の里つくし	児童福祉法	25人	指定管理者制度による受託
	障害児通所支援事業 (医療型児童発達支援センター)	各務原市福祉の里たんぼぼ		20人	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里さくら		32人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里あすなろ	障害者総合支援法	40人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里ぼぶら		20人	
	地域生活支援事業 (地域活動支援センター)			10人	
	相談支援事業 (相談支援センター(特定・障害児相談支援事業))	各務原市福祉の里どんぐり	障害者総合支援法 児童福祉法	—	管理委託制度による受託
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家(主たる事業所)	障害者総合支援法	20人	
		友愛の家(従たる事業所)		15人	
	老人福祉センター	各務原市高齢者	老人福祉法	—	指定管理者制度による受託
介護予防事業	生きがいセンター稲田園	介護保険法	—		
事公益		各務原市福祉の里 支援センター	法外	—	指定管理者制度による受託

6. その他

- (1) 受託経営する施設の管理を行います。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- (2) 利用者(児)参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。
- (3) 事故、災害、新型インフルエンザ等各種リスクに対応するため、マニュアルの見直し、整備を進めます。

各務原市福祉の里つくし(児童発達支援センター(福祉型))

1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者の方に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていけるよう支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたりする就学前の幼児とその保護者に対し、個の発達段階に応じた効果的な保育を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育成します。

3. 現状と課題

- ① 3歳未満(週3回利用)の利用児が増えて2クラスでの対応が限界にきている。活動の安全確保が第一で、母親への対応が十分できていない。
- ② 3歳以上の利用児の地域移行(幼稚園・保育所への移行)が滞っている。今後も毎月新規の利用児が出てくる可能性があり、待機児がでる恐れがある。
- ③ 児童発達支援センターとしての地域支援として一般相談を開始した。保育所や幼稚園への訪問支援にも取り組む必要がある。

4. 実施計画(目標)

(1) 施設内支援

3歳以上の利用児の就園移行を支援し、就園後のフォローアップにも取り組みます。また、3歳未満児(週3回利用)も含めて支援形態を見極めます。

(2) 地域支援

集団適応に支援を要するお子さんがいる保育所や幼稚園を訪問して支援する保育所等訪問支援事業を立ち上げます。

(3) 相談支援

一般相談の質を向上させ、相談をされた方が「相談してよかった」と思われるような、市民にとって身近な育児の相談場所になるよう努力します。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、看護職員、医師、管理栄養士、介護員、事務職員

各務原市福祉の里たんぽぽ(医療型児童発達支援センター)

1. 事業概要

運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

2. 運営方針

運動発達に支援が必要な子どもに対し、保育士、看護師、訓練士がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

3. 現状と課題

- ① 利用児のニーズが多様化し、今までの保育形態では対応できなくなってきた。背景には、周産期医療の進歩により超低体重児が増加し、利用児が低年齢化してきたこと。また、重症心身障がいのお子さんに加えて、年齢が低いために一時的にたんぽぽを利用するお子さんが増え、利用児の様相が二極化してきたことがあげられる。
- ② たんぽぽの良さは、保育士・訓練士・看護師がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援するところにある。ところが、実際には個別で子どもをみる訓練士と集団の中で子どもをみる保育士との間で、子どものとらえ方(評価)が統一されにくいという現状がある。

4. 実施計画(目標)

(1) 今までの保育形態を見直します

一人ひとりにあった支援を保障するために、これまでの一斉保育を見直し、グループ別保育を実施します。

- ① 年齢別保育—3歳以上のお子さんと3歳未満のお子さんを分けて行う保育を週に1回取り入れていきます。
- ② タイプ別保育—重症心身障がい児をはじめとする本来のたんぽぽ対象のお子さんと、年齢が低いために一時的にたんぽぽを利用しているお子さんを分けて行う保育を臨機応変に取り入れていきます。

(2) 職員の子どもに対する評価をすり合わせます

たんぽぽの良さが生きるように、保育士・訓練士・看護師の全職種が保育(療育)の場を共有する時間を持ち、その後振り返りの時間を持って、それぞれの支援を見直し、支援の方向をすり合わせていきます。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里さくら(児童発達支援事業)

1. 事業概要

ことばや社会性の発達が気がかりな、又は、運動発達に支援が必要な幼児とその保護者に対し、ニーズに応じた個別的な支援を行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性、運動の発達が気がかりなお子さんを対象に、一人一人のお子さんに応じた支援と地域の医療・園・学校等との連携を図り、その家族が地域の中で安心して生活できるように支援します。

3. 現状と課題

- ① さくらでの療育の質を高めるには、職員がお子さんの発達の道筋や障がいについての理解を深め、一人ひとりのお子さんについてのアセスメント力をさらに高めたい。
- ② 活動を見守っている保護者に、さくらでの活動の意味を職員が上手く伝えられないことがある。確かな理解力に支えられた説明力や、いろいろな性格の保護者に対応できる対話力を高める必要がある。
- ③ 地域支援に関しては、プロフィールブックの浸透に努めることができた。さらに園での集団生活のフォローをしていきたい。

4. 実施計画(目標)

(1) 療育の質を高めます

職員が替わっても療育内容の質が維持され、さらに高められるように、職員がお子さんの発達段階やことばの発達、療育の方法等について学ぶことができる研修の機会を増やします。

(2) 保護者への説明力や対話力を高めます

指導後の懇談で保護者への的確な説明や柔軟な対応ができるように、療育に関する研修に加えて、職員の的確に説明できる力や柔軟に対応できる対話力のスキルも高めていきます。

(3) 子どもの姿を園と共通理解して支援します。学校との連携に努めます。

子どもの発達段階と発達のニーズを園と共通理解し、さくらでの支援だけでなく、園での集団生活でのお子さんの困り感や担任の先生の困り感にも対応して支援します。また、安心して小学校への就学を迎えられるようにしえんします。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、医師、事務職員

各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)

1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介護及び入浴、排せつの支援を行います。また、作業活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

2. 運営方針

知的障がいがある方に対して、地域の中で心豊かに過ごせるよう支援します。また、一人ひとりのニーズや目線に合わせた個別支援計画書を作成し、これに基づいたサービスを実施し、家庭を含めた地域生活を支援します。その他、利用者等からの相談に応じ、施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 利用者と保護者が年齢を重ねるにつれて、将来を見据えてのニーズの聞き取り、支援が十分実現できていない。活動内容もマンネリ化しているため、より具体的な個別化の支援や将来を見据えての支援を実現したい。
- ② 利用者の年齢に伴わない老化、障がいの重度化等に伴い、利用者の心身機能の低下が生じており、また、重度障がい者の障がい・行動特性に対する支援が必要な状況にある。そこで、見守り支援、身体介護の場面でマンツーマン等による支援も考慮した体制をつくりたい。

4. 実施計画(目標)

(1) 利用者へのサービスの質を向上させます

利用者とその家族とのコミュニケーションを密にして、将来を見据えた意向や必要な支援を聞き取ります。個別支援の時間を大切に、利用者一人ひとりの将来を見据えた適切な作業支援・生活支援等の充実を図ります

また、あすなろの定番商品(ココロ電車・バック・ネックレス等)作りを目指します。そのため、作業内容を視覚化・簡素化し、作業を通してものづくりの喜びと仕事をする意識を感じていただけるよう支援します。

(2) 環境を構造化し、落ち着いて活動していただけるようにします。

棚や家具の配置、間仕切りカーテンなどを使い、作業、余暇等の場所をわかりやすく区別します。また、不快な刺激を取り除く工夫をして、利用者の方が過ごしやすい環境づくりに努めます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士
事務職員

各務原市福祉の里ぽぷら (生活介護事業)

1. 事業概要

障がいがあり、常時介護を必要とする方や一定の支援が必要な方に対して、日中活動の場として、食事及び排泄・入浴の介護や創作活動・余暇活動等（レクリエーション・スポーツ活動・音楽等）及び日常生活に必要な機能の維持向上を目的に機能訓練の機会を提供し、利用者の方の自立と社会参加への支援を行います。

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、自立した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 普段外出の機会が少ない方の「日中活動の場」として様々な活動を行っているが、利用率が上がらず、利用者の数も増加していない。
- ② 多様な障害と幅広い年齢の方を一つの部屋で受け入れているので、それぞれの方に合った活動（講座）を計画する必要がある。
- ③ 民間では受入れが難しい重症心身障がい者の方の日中の居場所として充実させる必要があるが、スペースが限られており、車椅子の方を多く受け入れることが難しい。

4. 実施計画（目標）

(1) 利用率を上げ、利用者を増やします。

入浴サービスのパンフレットを配布してPRしたり、理学療法・作業療法が受けられる施設であることをアピールしたりして利用者を増やします。

(2) 重症心身障がい者の方を積極的に受け入れていきます。

在宅の重症心身障がい者の方の日中の居場所として充実が期待されています。感覚刺激を体感できるような活動を取り入れるなど活動も工夫します。

(3) 一人ひとりへの適切な支援に努め、医療的なケアにもすすんで対応します。

利用者の方の自立に向けて、食事や排泄などの介護を行います。また、一人ひとりの思いを汲みとりニーズに合わせて個別に支援します。

(4) 安全で快適な入浴サービスを提供します

身体障がい者の方の入浴サービスを開始して、ご本人はもちろん家族の方にも大変喜ばれています。これからも安全で快適な入浴となるように努めます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士
管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里ぽぷら（地域活動支援センター事業）

1. 事業概要

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日中活動の場として、創作活動・余暇活動等（レクリエーション・スポーツ活動・音楽等）の機会を提供します。また、日常生活に必要な能力を高められるように必要な訓練等の機会も提供します。

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、自立した日常生活を営むために必要な支援や訓練等を行い、地域での安心な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 定員は10名であるが、登録されている方は4名（26年度末現在）であり、一日平均の利用者は1人に満たないのが現状である。新規の利用者の確保することと、登録されている方の出席率を高めることが必要である。
- ② 地域には障がいをお持ちでありながら、自宅で引きこもり気味になっておられる方がいます。地域活動支援センターはこうした方が外への一歩を踏み出すきっかけとなれる施設なので、この潜在的なニーズ応えていく必要がある。

4. 実施計画（目標）

- （1）登録されている方の出席率を高めます。

利用される日の朝、お迎えに伺ったときに来ていただけるように声を掛けます。また、定期的に手紙や電話で家庭での様子を伺いながら、利用をうながしていきます。

- （2）新しい利用者の確保に努めます。

地域では自宅に引きこもり気味な方がまだ多くみえます。そうした方が地域に出るきっかけとなれるような支援センターにしていきます。

5. 人員配置

管理者、生活支援員、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）

1. 事業概要

障がいのある人、または子育てに不安がある人の思いに寄り添い、能力や特性に応じて自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。

計画相談支援においてはサービス等利用計画の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

2. 運営方針

① 一般相談

各務原市内の障がい児・者の人を対象に、お住まいの地域において安心した生活が送れるよう、様々な相談に応じ、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います。

② 計画相談

サービス等利用計画の作成を通して利用者の方のニーズに応じた福祉サービスが継続的に利用できるよう、モニタリングを行い、サービス提供事業所と連携を図ります。

3. 現状と課題

① 平成26年度中に障がい福祉サービス受給者全員にサービス等利用計画の作成が義務付けられたため、計画作成を優先的に進めてきた。そのため、個別支援会議を開催するなどのきめ細やかな支援ができなかったケースが多かった。また、緊急時に対応できるような社会資源が少なく、困難ケースの対応に苦慮している。

② 相談員一人あたりの担当相談者数が多く、約100人となっている。そのため、基本相談（一般相談）の対応が不十分になっている。また、困難ケースの対応や緊急対応に追われ、職員の時間外勤務が増えている。

③ 中立性と公平性が求められる相談支援事業所のどんぐりが福祉の里内にあるため、事業団各事業所と一定の距離を保つため、また相談者の利便性を考慮すると市役所の近くなど設置場所を見直すことが望ましいと思われる。

4. 実施計画（目標）

（1）計画相談における相談体制の見直しをします

サービス利用計画の更新に合わせて個別支援会議を適宜開催したり、事業所が作成する個別支援計画との適合性を検討したりします。また、モニタリングで再アセスメントを行い、相談者本位の計画となるよう見直します。

（2）困難ケースの対応体制を強化します

市との情報共有し、障がい者地域支援協議会相談事業所部会等でのケース検討を行うなど、他事業所や病院、学校、警察等とも連携して体制を強化します。

5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

高齢者生きがいセンター稲田園(生きがいセンター)

1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、レクリエーションなどの便宜を図ります。

2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

3. 現状と課題

個人利用者からは、利用料金が安く、超音波気泡浴装置のある大浴場でゆったりと気持ちよく過ごせると好評である。団体利用者からは、バスの送迎により施設でのんびりとカラオケなどを楽しみながら過ごせると好評である。継続的な利用を願いつつ、新たな利用者（特に団体）を開拓していく必要がある。

また、近年、重い持病を抱えた方や障がい者手帳を所持された方の利用が増えてきている。特に安全・安心な入浴サービスの提供に努めていきたい。

4. 実施計画（目標）

(1) 団体向けサービスをPRし、新たな利用団体を増やします

10人以上の団体利用はバスの送迎が無料であることやカラオケを専用で使えることなどをPRして、シニアクラブなどの新たな利用団体を勧誘します。

(2) 安全な入浴サービスを提供します。

利用される方が高齢の方なので、入浴前の看護師による血圧測定や健康相談を呼びかけて、安全に入浴サービスを楽しんでいただけるようにします。

(3) 健康増進のための施設であることをアピールします

カラオケシステム内蔵の「歌謡体操」の実施や卓球台などの運動器具の設置をPRし、健康増進のための施設であることを一層アピールします。

(4) 関係機関・ボランティア団体と連携します

① 市の関係課と連携し、団体向けに『出前講座』等を開催します。

② 各種ボランティア団体と連携して、演芸披露等の場を提供します。

5. 人員配置

園長、用務員、看護師、事務職員

高齢者生きがいセンター稲田園（介護予防事業）

1. 事業概要

市内在住の65歳以上の方で、市が実施する介護予防基本チェックリストにより要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる二次予防事業の対象者に対し、地域包括支援センターによる介護予防マネジメントによって介護予防事業の参加が適当とされたうえで、稲田園の利用を希望された方に、運動を中心とした活動をとおして生きがいや健康づくりをサポートします。

2. 運営方針

生活機能の低下した虚弱な高齢者を対象に、運動機能向上・口腔機能向上等のメニューを提供する送迎付き通所型介護予防教室を開設することにより、生活機能の向上を促し、介護保険の要支援・要介護状態への予防を図ります。

また、市ならびに関係機関と連携を図りながら、介護予防事業の推進に努めます。

3. 現状と課題

介護予防事業へ移行して今年度が3年目となる。旧デイサービスから移行された方が多く、利用登録されている方が高齢化しており、運動が難しい方もおられる。登録人数が減少しているため、地域包括支援センター等との連携により介護予防教室の利用を促しているが、利用者が増えていかないのが現状である。

4. 実施計画（目標）

（1）運動を通しての支援をします

ラジオ体操やカラオケシステム内蔵の『歌謡体操』、ストレッチ体操、ボールを使った運動等利用者の体力に応じて介護予防トレーニングを実施します。

（2）こころの充実のための支援をします

楽しく取り組める脳トレやゲーム、季節感を取り入れたレクリエーションや行事を実施します。また、看護師による健康相談も行います。

（3）いつまでもおいしく食べられるよう支援します

利用者の方がみんなでおやつを作る機会を増やし、口腔体操や栄養指導なども合わせて、いつまでもおいしく食べていただくことができるように支援します。

5. 人員配置

園長、介護員、看護師、管理栄養士、事務職員

虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））

1. 事業概要

障がいのある人に対して、一般就労も念頭において福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立ができる力を育てます。

2. 運営方針

・作業支援、就労支援

企業からの受託作業を通して、働く習慣や職場への適応能力が習得でき、働く喜びが得られるよう支援します。

・生活支援

社会に出ることを想定し、日常生活においてより健康で安全な生活習慣の確立と社会生活への適応が高まるよう支援します。

3. 現状と課題

- ・作業支援…定期的に受託している作業のスピードにこだわらず正確性重視し、利用者の作業内容の範囲を広げることに重点をおきたい。
- ・生活支援…社会的自立のために、公共交通機関の利用や買い物（金銭の管理）余暇の過ごし方に重点を置いて、支援をしたい。また、在宅でのヘルパー等のサービスの活用についても支援したい。
- ・就労支援…一般就労にこだわらず、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）も視野に個別に就労に向けた支援をしたい。また、新たに施設外就労に取り組み、作業能力の向上を支援したい。

4. 実施計画（目標）

・作業支援

目標工賃を月10,000円以上とし、作業の正確性を上げるため、ティーチプログラム等を活用しながら作業内容の範囲を広げる支援をします。

・生活支援

施設行事において、公共交通機関（特に名鉄電車や市のふれあいバス）の利用を増やします。また、買い物や喫茶店の利用などの機会を増やします。

グループホームへの入居希望者の準備支援も行っていきます。

・就労支援

社会見学を年に2回実施し、工場の仕組みや、生産ライン・働く人を実際に見てみることにより、働くことに対する興味・関心や意欲を育てます。

5. 人員配置

管理者、所長、サービス管理者、生活支援員、職業指導員、看護師、管理栄養士、事務職員

福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティア活動支援や大学生など実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、機能回復訓練の必要な身体障がい者（児）等に訓練等の場の提供や、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

リハビリプール等の施設の利用により、機能回復訓練の必要な身体障がい者（児）等に訓練等の場を提供します。また、地域住民に対しても各施設の利用により、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 現状と課題

これまでボランティアを受け入れ、協力を得ながら運営してきましたが、長期間活動していただいていた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。またこれまで同様、大学生等実習生の受け入れも積極的に行い、これらを通して福祉の理解を深めていただき施設と地域との繋がりを大切にしていきます。

4. 実施計画

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、市社会福祉協議会とも連携しながら、ボランティアとしての福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校のボランティア・職場体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。一方、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

市民の皆様への情報発信の場として、事業運営への理解と支援に対する感謝と、今後の事業に理解をいただくためイベントを行います。

（4）貸館業務

全市民を対象に、訓練の場としてリハビリプール・一般浴室等を、交流の場としてアリーナ・なかよし広場・ボランティアルーム・会議室等を提供します。